



鳥取県公報

平成 21 年 2 月 20 日 (金)
号外第 1 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 教委訓令 教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の執務時間に関する規程及び教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令 (1) (教育総務課) 2

教育委員会訓令

鳥取県教育委員会訓令第1号

教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の執務時間に関する規程及び教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年2月20日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の執務時間に関する規程及び教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

(教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の執務時間に関する規程の一部改正)

第1条 教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の執務時間に関する規程(昭和44年鳥取県教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(執務時間)</p> <p>第2条 教育委員会事務局の執務時間は、鳥取県の休日定める条例(平成元年鳥取県条例第5号)第1条第1項各号に掲げる日を除き、午前8時30分から<u>午後5時15分</u>までとする。</p>	<p>(執務時間)</p> <p>第2条 教育委員会事務局の執務時間は、鳥取県の休日定める条例(平成元年鳥取県条例第5号)第1条第1項各号に掲げる日を除き、午前8時30分から<u>午後5時30分</u>までとする。</p>

(教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の職員の勤務時間に関する規程の一部改正)

第2条 教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の職員の勤務時間に関する規程(昭和44年鳥取県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前								
<p>(勤務時間等)</p> <p>第2条 職員の勤務時間等は、次の表に定めるところによる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">勤務時間</th> <th style="text-align: center;">休憩時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">午前8時30分から午後5時15分まで(休憩時間を除く。)</td> <td style="text-align: center;">正午から午後1時まで</td> </tr> </tbody> </table>	勤務時間	休憩時間	午前8時30分から午後5時15分まで(休憩時間を除く。)	正午から午後1時まで	<p>(勤務時間等)</p> <p>第2条 職員の勤務時間等は、次の表に定めるところによる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">勤務時間</th> <th style="text-align: center;">休憩時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">午前8時30分から<u>午後5時30分</u>まで</td> <td style="text-align: center;">正午から午後1時まで</td> </tr> </tbody> </table>	勤務時間	休憩時間	午前8時30分から <u>午後5時30分</u> まで	正午から午後1時まで
勤務時間	休憩時間								
午前8時30分から午後5時15分まで(休憩時間を除く。)	正午から午後1時まで								
勤務時間	休憩時間								
午前8時30分から <u>午後5時30分</u> まで	正午から午後1時まで								

附 則

この訓令は、平成21年 4月 1日から施行する。